

(事例 7 1) 52 歳男性、営業職(海外駐在)、慢性心不全のため一時帰国、宿泊出張の禁止措置

類型	症候	疾患
1, 2, 3	6. 動機、息苦しさ	4. 慢性心不全、発作性心房細動

きっかけ	<input type="checkbox"/> 健康診断の有所見	<input checked="" type="checkbox"/> その他の機会
<p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴 52 歳、男性 過去の健康診断の心電図で心房細動を指摘されたことがある（直近の心電図は異常なし）</p> <p>2) 業種、作業内容 営業職、デスクワーク、海外駐在員</p>		
<p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など 慢性心不全の急性増悪、発作性心房細動</p>		
<p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など 配置転換 復帰後 3 ヶ月間の宿泊出張禁止</p>		
<p>4. 事例の詳細（背景、経緯、特に考慮した事情など） 海外で単身駐在中に動悸・息苦しさあり。現地医療機関を受診して急性気管支炎と診断を受けた。軽快が得られないことから診断に不信を抱いた本人が一時帰国して日本の医療機関を受診したところ、心不全の診断を受けてそのまま入院となる。 治療・退院・自宅療養の後、職場復帰に際して「日本へ帰国させるべきか」という点に関して社内で意見が分かれた。本人と営業本部は現地へ戻り（し）たい、人事は日本へ戻すべきと考えた。最終的には、現地の地域性が決め手になり、日本へ戻すこととなった。</p>		
<p>5. 就業制限・配慮の主な目的（複数回答可）</p> <p>① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため ② 企業リスクが予見されたため（交通事故、公衆災害の発生など） ③ 健康管理を促進するため（受診、治療を強く進めるため）</p> <p>現地で営業職を継続していくには、駐在員・邦人の絶対数が少なく飲酒の機会を避けることが困難であること（①③）、一定の治療レベルが確保出来ない地域であること（②③）、単身赴任であり健康管理の確実性に乏しいこと（①③）から帰国の方向性で話し合いを進めていった。 当該国であっても、都市部の駐在員であれば経過は異なっていたかもしれない。</p>		
<p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい</p> <p>駐在員が任期途中で日本に戻されるには本人の忸怩たる思いが強いこと、帰国しても役職に見合った仕事が用意出来ないこともあり部署が帰国の判断を受け入れたがらなかったこと、また、現地の医療レベルの質を客観的に示す指標がなく、判断には主観が入らざるを得なかったこと</p>		